

平成30年度工事監査の結果（12月～4月実施）

1 監査の種類

(1) 監査の名称

地方自治法第199条第5項の規定に基づき実施する工事に関する監査（以下「工事監査」という。）

(2) 工事監査の概説

工事監査は、監査委員が必要に応じ、地方公共団体の長等によって行われた工事が適法かつ合理的、能率的に行われていたか、また、経済的に妥当なものであったかについて、財務、技術の両面を通して監査し、指摘する具体的な事実があれば、それはいかなる原因により生じたかを明らかにするために実施する監査です。

2 監査の目的

本市における公共施設整備工事において、技術士資格を有する専門家の判断を参考として、工事の計画、設計、積算、契約、施工等の妥当性、経済性及び安全性について監査することにより、本市における建設事業の進展に寄与しようとするものです。

3 監査の対象

(1) 対象事業

秦野自転車駐車場整備事業建設工事（平成30年度継続費設定）

(2) 対象部課等（平成30年度における組織機構）

市長公室くらし安全課

建設部建築住宅課

財務部契約課

(3) 監査対象事項

技術面及び事務執行面

4 監査の実施方法

(1) 実施期間

平成30年12月7日から平成31年4月26日まで

(2) 実施場所

監査事務局、西庁舎 3 A 会議室

対象工事現場

(3) 実施方法

ア 実施手順

秦野自転車駐車場整備事業建設工事（平成 30 年度継続費設定）に関する監査について、その着眼点を計画、設計、積算、契約及び施工の 5 項目としました。

事務執行面については、主に当職が事前調査を行い、技術面については、協同組合 総合技術士連合に委託し、同組合から技術士資格を有する岡田克也氏（以下「技術士」という。）が派遣され、当職の立会いのもと、平成 31 年 2 月 18 日に事前調査を実施しました。その後、技術士から提出された秦野市公共工事の監査に伴う技術調査業務報告書（以下「報告書」という。）を参考として、総括的な監査を行いました。

イ 監査の着眼点

- ① 工事の計画は妥当か等
- ② 事業目的に適合した設計となっているか等
- ③ 積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか等
- ④ 契約書、見積書等関係書類は確実かつ的確に整備されているか等
- ⑤ 工事施工計画は適切か等

5 工事の概要

(1) 工事場所 秦野市大秦野地内

(2) 工事内容

自転車駐車場の新築

ア 建物の構造 鉄骨造 4 階建

イ 建築面積 254.87 平方メートル

ウ 延床面積 996.93 平方メートル

エ 駐車台数 700 台

オ 建物の概要

(ア) 1 階 管理人室、自転車駐車場

(イ) 2～4 階 自転車駐車場

(ウ) 付帯設備 エレベーター（11人乗 1台）、サイクルコンベア

(エ) その他 既存建物基礎解体

(3) 契約内容

ア 工事請負契約

- ・契約日 平成30年6月27日
- ・工期 平成30年6月27日から
平成31年5月7日まで
- ・契約金額 245,160,000円
- ・請負業者 秦野市松原町2-5
株式会社関野建設

6 監査の結果

技術士から提出された報告書により、次のとおり報告を受けました。

(1) 総括所見

本工事の技術調査時点における工事進捗率は69%（平成31年2月18日現在）であり、その計画、設計、積算、契約、施工の各段階における関係資料の調査及び現地施工状況の調査を行いました。

工事関係書類は全般的によく整理できており、請負業者の工事関係書類も確認した範囲では工事の進捗に合わせて整理ができていました。本建物の鉄骨造り躯体・床スラブの施工状況も全般として良好であり、適正な設計・施工がなされていると判断しました。

以上の総括所見のほか個別調査事項についても適正であるとの評価を得たことから、工事監査の着眼点とした計画、設計、積算、契約及び施工は、総じて良好であると判断します。また、当職らが行った事務執行面の事前調査についても、適正であると認められたことから、本件工事は、良好な執行状況であると判断します。

7 むすび

今回の技術調査における技術士の講評等を参考に、今後も引き続き、公共工事の適正な執行に努めるとともに、より一層、経済性や効率性を追求し、市民生活の利便向上に貢献されたい。